平成２１年（フ）第３２６号
金沢市畝田中２丁目47番地
債務者　松浦　慎也
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３２８号
石川県河北郡内灘町字千鳥台２丁目273番地
債務者　大井　　力
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５０９号
愛知県豊田市保見ケ丘６丁目１番地１　公団108―503号
債務者　神崎エンリッケこと　エラウスキン　カミサキ　エンリッケ　ギレルモ
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
京都府京丹後市丹後町成願寺699番地の１
債務者　坂本　龍次
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第９４号
兵庫県加東市藤田1703番地　ビスタ藤田201号
債務者　今井　綾子（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第９７号
兵庫県小野市王子町855番地の３
債務者　坂本　正広
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２０年（フ）第１８４９号
福岡市城南区南片江２丁目20番20号201
債務者　福ヶ崎みどり（旧姓加地）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８１号
福岡市西区小戸１丁目９番26―102号
債務者　礒田　紗織
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５２９号
福岡市城南区七隈４丁目15番25号203
債務者　濱口　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５８９号
福岡市城南区東油山５丁目17番11号
債務者　木下　美鈴
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９２４号
福岡市博多区堅粕１丁目26番22号
債務者　瓜生　康史
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０２９号
福岡県筑紫野市大字原166番地122
債務者　井手八重子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０３５号
福岡県太宰府市向佐野１丁目７番17―201号
債務者　山下　葉子（旧姓中溝）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０４６号
福岡市中央区荒戸１丁目８番５―201号
債務者　河手紀佳実
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１５１号
福岡市東区若宮３丁目10番12―203号
債務者　池田　祥子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１６２号
福岡市南区大楠３丁目17番31号
債務者　荒木　光博
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１８７号
福岡市東区大字上和白1336番地１の１
債務者　大神　敏成
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１８８号
福岡市博多区住吉３丁目10番13号
債務者　上田　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部